



愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年6月9日火曜日 第2072号

◇ 目 次 ◇ 告 示

指定障害福祉サービス事業者の指定.....	568
指定障害福祉サービス事業を行う事業者の名称の変更.....	568
指定障害福祉サービス事業を行う事業者の所在地の変更.....	568
指定障害福祉サービス事業の廃止.....	569
指定障害者支援施設の指定の辞退.....	569
指定相談支援を行う事業所の名称の変更.....	570
指定相談支援事業の廃止.....	570
新たな土地改良事業の施行の認可.....	570
道路の区域変更（県道久谷森松停車場線）.....	570

道路の供用開始（県道久谷森松停車場線）.....	570
道路の区域変更（県道久万中山線）.....	571
道路の供用開始（ " ）.....	571
開発行為に関する工事の完了.....	571

公 告

登録販売者試験の実施.....	571
職業訓練指導員試験の実施.....	571
海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画.....	572

雑 報

公示送達（2件）.....	573
---------------	-----

告 示

○愛媛県告示第 800 号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。
平成21年6月9日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810200059	アキラ産業有限会社	今治市松本町五丁目2-3	田坂 力	就労継続支援B型	ドリーム工房	今治市菊間町浜1147-3	平成21年5月7日

○愛媛県告示第 801 号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業所の名称を変更した旨の届出があった。
平成21年6月9日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		届 出 日 年 月 日	
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称			所 在 地
					変 更 前	変 更 後		
3813400011	社会福祉法人久万高原町社会福祉協議会	上浮穴郡久万高原町久万45番地2	大野 睦 郎	居宅介護	久万高原町社会福祉協議会指定障害者居宅介護事業所久万	久万高原町社会福祉協議会指定障害者居宅介護事業所	上浮穴郡久万高原町久万45番地2	平成21年4月1日
3813400011	社会福祉法人久万高原町社会福祉協議会	上浮穴郡久万高原町久万45番地2	大野 睦 郎	重度訪問介護	久万高原町社会福祉協議会指定障害者居宅介護事業所久万	久万高原町社会福祉協議会指定障害者居宅介護事業所	上浮穴郡久万高原町久万45番地2	平成21年4月1日

○愛媛県告示第 802 号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。
平成21年6月9日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所			届 出 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地		
						変 更 前	変 更 後	
3810100838	有限会社クオラ	松山市衣山四丁目822番地9	松野重弘	居宅介護	障害者支援事業所 オリオンケアサービス	松山市高岡町747-2第3Sビル102号室	松山市衣山四丁目822番地9	平成20年4月1日
3810100838	有限会社クオラ	松山市衣山四丁目822番地9	松野重弘	重度訪問介護	障害者支援事業所 オリオンケアサービス	松山市高岡町747-2第3Sビル102号室	松山市衣山四丁目822番地9	平成20年4月1日
3810100648	社団法人松山市シルバー人材センター	松山市若草町8-3	麻生俊介	居宅介護	松山シルバー中島居宅介護事業所	松山市小浜甲558番地	松山市中島大浦4764番地	平成21年4月1日
3810100648	社団法人松山市シルバー人材センター	松山市若草町8-3	麻生俊介	重度訪問介護	松山シルバー中島居宅介護事業所	松山市小浜甲558番地	松山市中島大浦4764番地	平成21年4月1日
3823900026	社会福祉法人宇和島福祉協会	宇和島市三浦東4122番地4	緒賀正輝	共同生活介護	フレンドホーム	北宇和郡松野町松丸423番地1	北宇和郡松野町豊岡4598番地2	平成21年4月1日
3823900026	社会福祉法人宇和島福祉協会	宇和島市三浦東4122番地4	緒賀正輝	共同生活援助	フレンドホーム	北宇和郡松野町松丸423番地1	北宇和郡松野町豊岡4598番地2	平成21年4月1日
3810100515	社会福祉法人白寿会	松山市天山2丁目5番5号	宇都宮一泰	居宅介護	ヘルパーステーション白寿	松山市天山二丁目3番26号	松山市天山二丁目4番17号	平成21年4月16日

○愛媛県告示第 803 号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成21年 6月 9日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		届 出 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810101356	リブサポート株式会社	松山市朝生田町一丁目15番10号	中川貴美	重度訪問介護	介護支援センターあいぐらす	松山市朝生田町一丁目15番10号	平成21年2月28日
3811500127	社会福祉法人馴鹿	東温市西岡乙3-58	柳澤昌三	自立訓練（生活訓練）	アイセルブ	東温市西岡乙3-4	平成21年3月31日
3813400029	社会福祉法人久万高原町社会福祉協議会	上浮穴郡久万高原町久万45番地2	大野睦郎	居宅介護	久万高原町社会福祉協議会指定障害者居宅介護事業所美川	上浮穴郡久万高原町上黒岩2920番地1	平成21年3月31日
3813400029	社会福祉法人久万高原町社会福祉協議会	上浮穴郡久万高原町久万45番地2	大野睦郎	重度訪問介護	久万高原町社会福祉協議会指定障害者居宅介護事業所美川	上浮穴郡久万高原町上黒岩2920番地1	平成21年3月31日
3813500018	社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団	松山市道後町2-12-11	野本俊二	短期入所	松前清流園	伊予郡松前町大間686番地	平成21年3月31日
3813900010	社会福祉法人宇和島福祉協会	宇和島市三浦東4122番地4	緒賀正輝	居宅介護	ヘルパーステーションネット	北宇和郡松野町豊岡4594番地	平成21年3月31日
3813900010	社会福祉法人宇和島福祉協会	宇和島市三浦東4122番地4	緒賀正輝	重度訪問介護	ヘルパーステーションネット	北宇和郡松野町豊岡4594番地	平成21年3月31日
3810200315	有限会社山茶花	今治市阿方甲424番地1	阿部絃子	居宅介護	ほっと介護センターさんか	今治市阿方甲424番地1	平成21年4月21日
3810200315	有限会社山茶花	今治市阿方甲424番地1	阿部絃子	重度訪問介護	ほっと介護センターさんか	今治市阿方甲424番地1	平成21年4月21日

○愛媛県告示第 804 号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条の規定により、次のとおり指定障害者支援施設の指定の辞退があった。

平成21年 6月 9日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定障害者支援施設の設置者			施設障害福祉サービスの種類	辞退に係る指定障害者支援施設		辞 退 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	設 置 の 場 所	
3811500010	社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団	松山市道後町2-12-11	野本俊二	旧知的障害者更生施設支援	重信清愛園	東温市田窪2137番地	平成21年3月31日
3813500018	社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団	松山市道後町2-12-11	野本俊二	旧身体障害者療護施設支援	松前清流園	伊予郡松前町大間686番地	平成21年3月31日

○愛媛県告示第 805 号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123 号）第46条第 1 項の規定により、指定相談支援事業者から次のとおり指定相談支援事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成21年 6 月 9 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 相 談 支 援 事 業 者			指 定 相 談 支 援 事 業 所			届 年 月 出 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名 称		所 在 地	
				変 更 前	変 更 後		
3830101378	社会福祉法人泰斗福祉会	松山市苞木甲202番地 1	森 一 哉	かなさんどう指定相談支援事業所	泰斗福祉会指定相談支援事業所	松山市苞木甲202番地 1	平成21年 4 月20日

○愛媛県告示第 806 号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123 号）第46条第 1 項の規定により、指定相談支援事業者から次のとおり指定相談支援を廃止した旨の届出があった。

平成21年 6 月 9 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 相 談 支 援 事 業 者			廃止に係る指定相談支援事業所		届 年 月 出 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名 称	所 在 地	
3830100016	社会福祉法人 松山市社会福祉事業団	松山市若草町 8 番地 2	中 村 時 広	松山市社会福祉事業団指定相談支援事業所	松山市若草町 8 番地 2	平成21年 3 月31日

○愛媛県告示第 807 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、西条市三芳土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（農業用排水施設整備事業・六反地下地区）の施行を平成21年 6

月 1 日認可した。

平成21年 6 月 9 日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

○愛媛県告示第 808 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 6 月 9 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	久谷森松停車場線	松山市浄瑠璃町甲432番 2 から 同町甲497番 5 地先まで	旧	メートル 15.0 ~ 15.0	キロメートル 0.005	
			新	16.0 ~ 16.0	0.005	
		松山市浄瑠璃町甲510番 1 地先から 同町甲997番 3 まで	旧	22.5 ~ 22.5	0.009	
			新	22.5 ~ 25.5	0.009	
		松山市浄瑠璃町甲888番 3	旧	17.0 ~ 23.5	0.014	
			新	17.0 ~ 23.5	0.014	

○愛媛県告示第 809 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 6 月 9 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久谷森松停車場線	松山市浄瑠璃町甲432番 2 から 同町甲997番 3 まで	平成21年 6 月 9 日

○愛媛県告示第 810 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 6 月 9 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	久万中山線	伊予郡砥部町高市2567番 4 から 同町高市2592番まで	旧	メートル 4 6 ~ 11 8	キロメートル 0 549	
			新	8 5 ~ 53 7 4 6 ~ 11 8	0 610 0 549	

○愛媛県告示第 811 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 6 月 9 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久万中山線	伊予郡砥部町高市2567番 4 から 同町高市2592番まで	平成21年 6 月 9 日

○愛媛県告示第 812 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成21年 6 月 9 日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
21中局建（開）第10号 平成21年 6 月 2 日	伊予郡松前町大字永田字銭塚 1 番 7	伊予郡松前町大字筒井600番地 3 篠 崎 哲 也

公 告

○公 告

登録販売者試験の実施について

薬事法（昭和35年法律第 145 号）第36条の 4 第 1 項の規定により、平成21年登録販売者試験を次のとおり実施する。

平成21年 6 月 9 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 試験の日時
平成21年10月31日（土）午前10時30分
- 試験の場所
愛媛大学
- 受験申請書の提出期間

平成21年 7 月13日（月）から 7 月31日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験申請書の提出先

県内居住者については住所地を管轄する保健所（松山市の区域にあっては、松山保健所）と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局業務衛生課とする。

○公 告

職業訓練指導員試験の実施について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の規定に基づき、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成21年 6 月 9 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 試験を実施する職種

- (1) 学科試験（関連学科及び指導方法）を実施する職種
機械科、和裁科、木工科及び配管科
- (2) 学科試験（指導方法）を実施する職種
職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11に掲げる全職種（(1)に掲げる職種を除く。）

2 試験の実施期日

平成21年9月27日（日）

3 試験の実施場所

松山市西垣生町2184番地
独立行政法人雇用・能力開発機構愛媛センター

4 受験申請書の提出期間

平成21年7月17日（金）から7月28日（火）までとする。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

5 受験申請書の提出先

松山市一番町4丁目4番地2
愛媛県経済労働部管理局労政雇用課

6 合格発表

平成21年10月中旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知する。

7 その他

- (1) 受験手続の詳細を記載した受験案内及び受験申請書は、労政雇用課において交付する。
なお、郵送を希望する者は、あて先を明記し、120円分の郵便切手をはった返信用封筒を同封の上、労政雇用課へ申し込むこと。
- (2) この試験についての問い合わせは、労政雇用課技能振興係（電話（089）912-2504）にすること。

○公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画（平成20年12月26日付け公告）を次のとおり変更した。
平成21年6月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

県は、海洋生物資源の保存及び管理の一層の推進を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する基本計画において定められた第1種特定海洋生物資源ごとの本県における漁獲可能量（以下「知事管理量」という。）及び第2種特定海洋生物資源の本県の漁業者に係る漁獲努力可能量（以下「知事管理努力量」という。）の管理に関し、次のとおり必要な措置を講じることとする。

- (1) 必要に応じて漁業者等の指導、採捕の数量又は漁獲努力量の公表その他の知事管理量及び知事管理努力量の管理の実効性を担保するための措置を講じるため、本県における第1種特定海洋生物資源の採捕実績（他県からの入漁者の採捕実績を含む。）

及び本県の漁業者に係る第2種特定海洋生物資源の操業実績の的確な把握に努める。

- (2) 海洋生物資源の分布、回遊状況及び内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ及び知見を蓄積するため、愛媛県農林水産研究所水産研究センターを中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図る。

また、引き続き従来からの資源管理型漁業を推進するほか、法第13条第2項に規定する協定に係る制度（以下「協定制度的」という。）の活用等により、漁業者等による自主的な資源管理を推進することとする。

なお、本県における海洋生物資源の保存及び管理の推進に当たっては、他県からの入漁者の採捕実績に対し妥当な配慮を払うものとする。

2 知事管理量に関する事項

平成20年及び平成21年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	知 事 管 理 量			
	平成20年		平成21年	
	平成20年1月から12月まで	平成20年7月から平成21年6月まで	平成21年1月から12月まで	平成21年7月から平成22年6月まで
まあじ	5,000トン		7,000トン	
まいわし	若 干		若 干	
まさば及びごまさば		若 干		若 干

3 知事管理量の採捕の種類別の数量に関する事項

平成20年及び平成21年の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

第1種特定海洋生物資源	採捕の種類	数 量	
		平成20年1月から12月まで	平成21年1月から12月まで
まあじ	中型まき網漁業及び小型まき網漁業	3,500トン	4,900トン

4 知事管理量（まあじにあっては、採捕の種類別の数量）に関し実施すべき施策に関する事項

- (1) 中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、許可隻数を現状以下とする等従来の操業規制を維持するほか、経済的・合理的な漁獲のための漁業者による自主的な管理を推進するため、協定制度的の普及及び定着を図ることとする。

なお、これらの漁業を営む者に対しては、採捕数量の報告を義務付けることとする。

- (2) まあじの採捕を目的とする一本釣り漁業及び遊漁については、その実態の把握に努め、数量管理の在り方について検討することとする。

- (3) まいわし並びにまさば及びごまさばについては、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないように努めるとともに、漁獲数量が前年の漁獲実績程度となるように努めることとする。

5 知事管理努力量に関する事項

平成20年及び平成21年の知事管理努力量は、次表のとおりである。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	知事管理努力量					
		瀬戸内海		瀬戸内海		宇和海	宇和海
		平成20年4月1日から6月30日まで	平成20年9月1日から11月30日まで	平成21年4月1日から6月30日まで	平成21年9月1日から11月30日まで	平成20年10月1日から12月31日まで	平成21年10月1日から12月31日まで
さわら	さわら流し網漁業	16,590隻日	5,880隻日	16,590隻日	5,880隻日	7,490隻日	7,490隻日

6 知事管理努力量の採捕の種類別及び海域別の数量に関する事項
平成20年及び平成21年の知事管理努力量の採捕の種類別及び海域別に定める数量は、次表のとおりとする。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量
さわら	流し網漁業のうち、さわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業	サワラ瀬戸内海系群資源回復計画に規定する燧灘及び安芸灘	平成20年4月1日から6月30日まで	16,590隻日
			平成21年4月1日から6月30日まで	16,590隻日
		サワラ瀬戸内海系群資源回復計画に規定する伊予灘	平成20年9月1日から11月30日まで	5,880隻日
			平成21年9月1日から11月30日まで	5,880隻日
		サワラ瀬戸内海系群資源回復計画に規定する宇和海	平成20年10月1日から12月31日まで	7,490隻日
			平成21年10月1日から12月31日まで	7,490隻日

7 知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

- 瀬戸内海のさわらの資源の回復を図るため国が策定したサワラ瀬戸内海系群資源回復計画の着実な実施を推進するとともに、漁業法（昭和24年法律第267号）第68条第1項の規定に基づく瀬戸内海広域漁業調整委員会の指示による操業制限等が遵守されるように努めることとする。
- さわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業については、許可隻数を現状以下とする等従来の操業規制を維持するほか、経済的・合理的な漁獲のための漁業者による自主的な管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。

なお、これらの漁業を営む者に対しては、操業海域ごとにそれぞれ4月1日から6月30日までの間、9月1日から11月30日までの間及び10月1日から12月31日までの間における操業実績の報告を義務付けることとする。

8 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査研究の充実強化を更に進めることとする。
- 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

雑 報

公示送達

- 住所不明（ただし、最後の本籍地 愛媛県西予市城川町高野子 500番地）
- 住所不明 高田 宏 明
 - 住所不明 行 定 栄
 - 住所不明 竹 森 弥平治
 - 住所不明 竹 内 虎 八
 - 住所不明 宇 治 由太郎
 - 住所不明 赤 松 仁 吉
 - 住所不明 竹 内 金太郎
 - 住所不明 竹 内 浅治郎
 - 住所不明 松 森 与太郎
 - 住所不明 松 身 千太郎
 - 住所不明 竹 内 兼次郎
 - 住所不明 小 西 吉太郎
 - 住所不明 金 谷 房 吉
 - 住所不明 毛 利 市 造
 - 住所不明 増 田 万 治
 - 住所不明 金 谷 庄太郎
 - 住所不明 榭 森 政 吉
 - 住所不明 田 村 金 吾
 - 住所不明 石 川 忠三郎
 - 住所不明 酒 井 亀 吉
 - 住所不明 竹 内 竹治郎
 - 住所不明 平 岡 岩 吉
 - 住所不明 矢 藤 安太郎
 - 住所不明 竹 内 長 吾
 - 住所不明 越 智 石太郎
 - 住所不明 花 森 米治郎
 - 住所不明 竹 内 安太郎
 - 住所不明 増 田 友次郎
 - 住所不明 井 上 直次郎
 - 住所不明 毛 利 市太郎
 - 住所不明 松 身 定治郎
 - 住所不明 森 田 多四郎
 - 住所不明 有 馬 安太郎
 - 住所不明 赤 松 重太郎
 - 住所不明 森 田 市太郎
 - 住所不明 渡 辺 信太郎
 - 住所不明 酒 井 元 吉
 - 住所不明 酒 井 鶴 松
 - 住所不明 酒 井 寅 松
 - 住所不明 榭 森 千太郎
 - 住所不明 毛 利 百太郎
 - 住所不明 山 本 仁太郎
 - 住所不明 田野岡 林三郎
 - 住所不明 竹 内 大 造
 - 住所不明 高 橋 谷五郎
 - 住所不明 力 石 達 治
 - 住所不明 竹 内 与太郎
 - 住所不明 金 谷 宇三郎

住所不明 岡 村 民 八
 住所不明 有 馬 利 三 郎
 住所不明 竹 内 関 太 郎
 住所不明 竹 内 熊 五 郎
 住所不明 金 谷 竹 次 郎
 住所不明 岡 村 長 太 郎
 住所不明 石 澤 留 次 郎
 住所不明 渡 辺 作 太 郎
 住所不明 酒 井 兼 松
 住所不明 美 川 久 太 郎
 住所不明 鶴 本 熊 治
 住所不明 太 田 治 吉
 住所不明 太 田 孫 太 郎

土地収用法（昭和26年法律第 219 号）第66条第 3 項の規定に基づき上記の者に送達すべき次の書類は、当収用委員会事務局（愛媛県土木部管理局用地課）において保管してあるので、出頭の上、その交付を受けてください。

なお、この書類を受領しないときは、土地収用法施行令（昭和26年政令第 342 号）第 5 条第 5 項の規定により、平成21年 6月29日を経過した時にその書類の送達があったものとみなされます。

平成21年 6月 9日

愛媛県収用委員会

会長 矢 野 隆 三

平成21年 5月27日付け裁決書

公示送達

住所不明（ただし、最後の本籍地 愛媛県西予市城川町高野子 5
 00番地）

住所不明 高 田 宏 明
 住所不明 千 葉 定 次 郎
 住所不明 平 岡 岩 吉
 住所不明 山 本 仁 太 郎
 住所不明 行 定 栄
 住所不明 舛 森 千 太 郎
 住所不明 矢 藤 安 太 郎
 住所不明 田野岡 林 三 郎
 住所不明 竹 森 弥 平 治
 住所不明 竹 内 長 吾
 住所不明 竹 内 大 造
 住所不明 竹 内 虎 八
 住所不明 越 智 石 太 郎
 住所不明 高 橋 為 五 郎
 住所不明 宇 治 由 太 郎
 住所不明 花 森 米 治 郎
 住所不明 力 石 達 治
 住所不明 赤 松 仁 吉
 住所不明 竹 内 安 太 郎
 住所不明 竹 内 与 太 郎
 住所不明 竹 内 竹 治 郎
 住所不明 竹 内 金 太 郎
 住所不明 増 田 万 吉
 住所不明 金 谷 宇 三 郎
 住所不明 竹 内 浅 治 郎
 住所不明 井 上 直 次 郎

住所不明 岡 村 民 八
 住所不明 松 森 与 太 郎
 住所不明 毛 利 市 太 郎
 住所不明 有 馬 利 三 郎
 住所不明 松 身 千 太 郎
 住所不明 松 身 定 治 郎
 住所不明 竹 内 関 太 郎
 住所不明 竹 内 兼 次 郎
 住所不明 森 田 多 四 郎
 住所不明 竹 内 熊 五 郎
 住所不明 小 西 吉 太 郎
 住所不明 有 馬 安 太 郎
 住所不明 金 谷 竹 次 郎
 住所不明 金 谷 房 吉
 住所不明 赤 松 重 太 郎
 住所不明 一 森 紋 太 郎
 住所不明 岡 村 長 太 郎
 住所不明 毛 利 市 造
 住所不明 森 田 市 太 郎
 住所不明 吉 澤 留 次 郎
 住所不明 増 田 友 次 郎
 住所不明 渡 辺 作 太 郎
 住所不明 渡 辺 信 太 郎
 住所不明 金 谷 庄 太 郎
 住所不明 酒 井 元 吉
 住所不明 酒 井 兼 松
 住所不明 舛 森 政 吉
 住所不明 酒 井 鶴 松
 住所不明 美 川 久 太 郎
 住所不明 田 村 金 吾
 住所不明 酒 井 寅 松
 住所不明 鶴 本 熊 治
 住所不明 石 川 忠 三 郎
 住所不明 太 田 孫 太 郎
 住所不明 太 田 治 吉
 住所不明 酒 井 亀 吉
 住所不明 毛 利 百 太 郎

土地収用法（昭和26年法律第 219 号）第66条第 3 項の規定に基づき上記の者に送達すべき次の書類は、当収用委員会事務局（愛媛県土木部管理局用地課）において保管してあるので、出頭の上、その交付を受けてください。

なお、この書類を受領しないときは、土地収用法施行令（昭和26年政令第 342 号）第 5 条第 5 項の規定により、平成21年 6月29日を経過した時にその書類の送達があったものとみなされます。

平成21年 6月 9日

愛媛県収用委員会

会長 矢 野 隆 三

平成21年 5月27日付け裁決書